

旧省エネ法と建築物省エネ法の比較概要

旧省エネ法

(平成29年3月31日まで)

エネルギーの使用の合理化等に関する法律

大規模 特定建築物 (2,000m ² 以上)	非住宅	第一種特定建築 届出義務 著しく不十分な場合、指示・命令等
	住宅	届出義務 著しく不十分な場合、指示・命令等
中規模 特定建築物 (300m ² 以上 2,000m ² 未満)	非住宅	第二種特定建築 届出義務 著しく不十分な場合、勧告
	住宅	
小規模 特定建築物 (300m ² 未満)	非住宅	努力義務
	住宅	

建築物省エネ法

(平成29年4月1日から令和3年3月31日まで)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

特定建築物 適合義務 建築確認手続きに連動
届出義務 著しく不十分な場合、指示・命令等
努力義務

建築物省エネ法

(令和3年4月1日から)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

特定建築物 適合義務 建築確認手続きに連動
届出義務 著しく不十分な場合、指示・命令等
特定建築物 適合義務 建築確認手続きに連動
届出義務 著しく不十分な場合、指示・命令等
努力義務 + 説明義務

修繕・模様替え、
設備の設置・改修時の届出義務

廃止

省エネ法の届出後の
定期報告義務

廃止